

「県民カレッジ夢パレットさが」運営要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、「県民カレッジ夢パレットさが」設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、県民カレッジ夢パレットさが（以下「カレッジ」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（実施機関）

第2条 実施機関（設置要綱第6条。以下同じ。）は次のとおりとする。

- (1) 県（知事部局、教育委員会及び現地機関）
 - (2) 市町（首長部局、教育委員会及び現地機関）
 - (3) 各教育機関（大学、短期大学、専修学校、各種学校、高等学校、特別支援学校等）
 - (4) 公益法人
 - (5) 佐賀県民間カルチャーセンター連絡協議会加盟の民間カルチャーセンター
 - (6) その他カレッジの目的、趣旨に賛同する機関・団体等
- 2 実施機関となることを希望する機関・団体等は、「県民カレッジ夢パレットさが」参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入して事務局（設置要綱第7条。以下同じ。）へ提出する。
- 3 前項の機関・団体等は、学長への届出をもって、実施機関から脱退することができる。

（参加講座）

第3条 実施機関は、設置要綱第1条に掲げるカレッジの目的に基づき、カレッジの講座（以下「参加講座」という。）を登録する。

- 2 参加講座の登録は、次の基準を基に行う。
- (1) 講座の参加者は公開で募集すること
 - (2) 公序良俗に反しないこと
 - (3) 講座の主催者、事務責任者等が明確であること
 - (4) 受講者に費用負担がかかり過ぎないこと
 - (5) 家元制度等における特定の流派への直接的な勧誘活動を行わないこと
 - (6) 学習機会の提供を行う形態をとっていること
 - (7) 特定の政治・宗教活動の要素を含まないこと
- 3 参加講座は、内容により次の8領域とする。
- | | | | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|-------|---|-------|
| ア | ふるさと学 | イ | 市民生活 | ウ | 現代教養 | エ | 健康づくり |
| オ | 国際交流 | カ | 芸術・趣味 | キ | 技能・技術 | ク | 総合 |
- 4 実施機関は、事務局への講座情報調査票（様式第2号）の提出により、参加講座の登録を行う。
- 5 事務局はカレッジの趣旨に基づいて参加講座の登録内容を修正することができる。

(入 学)

第4条 誰でも随時入学できる。

- 2 入学に関する費用は無料とする。
- 3 入学希望者は、カレッジ入学申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、事務局へ提出する。
- 4 事務局は、提出されたカレッジ入学申込書を受け付け、入学希望者の入学を認定し、受講者手帳を交付する。ただし、中学生以下はジュニア手帳を交付する。

(単位の認定)

第5条 参加講座をおおむね2時間受講したことをもって、1単位とみなす。

- 2 入学者は、受講のつど1単位につきカレッジシール（以下「シール」という。）を1枚受けることができる。
- 3 インターネットや放送等を活用した遠隔教育プログラムによる講座については、受講者は事務局でシールを受けることができる。

(学習の評価)

第6条 事務局は入学者の求めに応じ、取得した単位ごとに次の単位認定証を交付する。

受講者手帳（高校生以上）	ジュニア手帳（中学生以下）
(1) 50単位（夢パレットかささぎ賞）	(1) 25単位（夢パレットマナビィ賞）
(2) 100単位（夢パレットくす賞）	(2) 50単位（夢パレットかささぎ賞）
(3) 200単位（夢パレットふるさと賞）	(3) 100単位（夢パレットジュニア学士）
(4) 300単位「夢パレット学士」	(4) 150単位（夢パレットジュニア修士）
(5) 400単位「夢パレット修士」	(5) 200単位（夢パレットジュニア博士）
(6) 500単位「夢パレット博士」	

(実施機関の業務)

第7条 実施機関の業務は次のとおりとする。

- (1) 参加講座の企画運営に関すること
- (2) 参加講座の登録に関すること
- (3) 事務局への学習情報提供及びカレッジ広報・周知に関すること
- (4) 参加講座の単位認定に関すること
- (5) 入学手続き及び単位認定証の交付に係る事務局への取次ぎに関すること

(事務局の業務)

第8条 事務局（設置要綱第7条）の業務は次のとおりとする。

- (1) 実施機関及び参加講座の承認に関する事
- (2) 実施機関との連絡・調整に関する事
- (3) カレッジ広報に関する事
- (4) 入学の手続きと入学者の管理に関する事
- (5) 単位認定証の交付に関する事
- (6) 学習情報提供・相談に関する事
- (7) 学習成果の活用支援に関する事
- (8) 企画委員会に関する事
- (9) その他、学長が必要と認めた事項に関する事

附 則

この要領は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(別紙1)

番号	ふるさと学	番号	市民生活	番号	現代教養	番号	健康づくり	番号	国際交流	番号	芸術・趣味	番号	技能・技術	番号	総合
1	佐賀の歴史	2	福祉	3	教育	4	健康	5	語学	6	美術	7	パソコン	8	総合
	佐賀の人物		介護		人権		栄養		国際理解		陶芸		視聴覚		
	佐賀の自然		ボランティア		男女共同参画		医療		国際交流		音楽		資格取得		
	佐賀の産業		消費生活		環境		スポーツ		国際貢献		茶道		再就職支援		
	佐賀の文化		料理		政治・経済		レクリエーション		その他		華道		社員教育		
	佐賀の芸能		和裁・洋裁		文学		その他				書道		その他		
	その他		その他		自然・科学						囲碁・将棋				
					農林水産業						園芸				
					その他						その他				

(様式第3号)

「県民カレッジ夢パレットさが」 入学申込書

年 月 日

ふりがな		性別
氏名		
生まれ年	(西 暦) 年	
住 所	(〒 -)	
T E L	() -	
受付番号	記入しないでください。	

※この申込書には、入学申込者のお名前や連絡先などの個人情報を記載する欄があります。これは県民カレッジ事務局が入学申込者からお預かりする大切な個人情報であり、お問い合わせや各種事務連絡、本人確認のためにのみ、使わせていただきます。これらの目的以外には、一切使用いたしません。